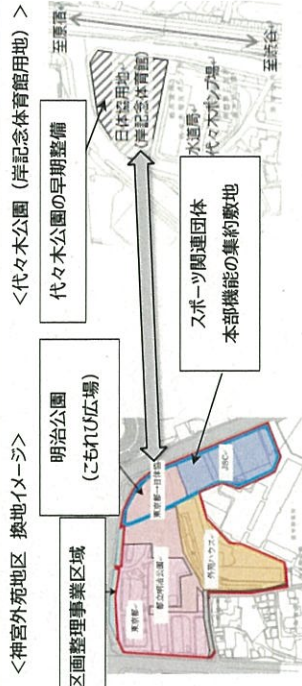


都立明治公園（こもれび広場）の取扱いについて

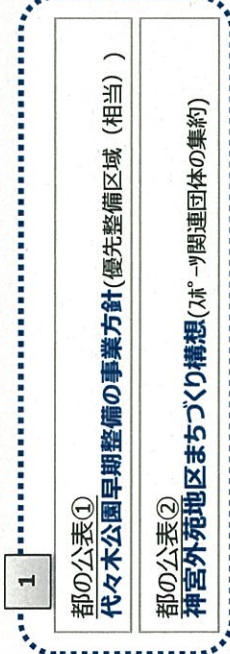
＜3局（財務局・都市整備局・建設局）での合意内容＞

ラグビーワールド杯(H31.9)までの日体協ビル竣工を間に合わせるため、3局連携し以下に取組む。

- ① 都市整備局は、代々木公園の優先整備区域（相当）の方針を決定する。
- ② 建設局は、岸記念体育館用地をオリンピックまでに公園として整備することを理由に、その代替地として、仮換地後のこもれび広場を日体協に売却する。
- ③ 都市整備局は、神宮外苑地区まちづくり構想にも合致することから、こもれび広場（従前地）の土地所有者として、日体協に移転先候補地を貸付する。



＜日体協ビル竣工までのスケジュール＞



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
土地区画整理事業	基本協定 区画整理協定	事業認可 仮換地指定通知 仮換地指定				
建設計画（地区計画）	都の公表② 神宮外苑地区まちづくり構想 （1st・2nd）関連団体の集約	日体協より都へ 神宮外苑地区 （こもれび広場） への移転要望 及び回答	日体協ビル建設	こもれび広場 貸付 （都市整備局）	ラグビーワールドカップ	オリンピックパラリンピック
代々木公園（岸記念体育館用地）	都の公表① 代々木公園早期整備の事業方針 （優先整備区域（相当））	地区計画手続 測量・基本構想・公園審議会・事業認可申請 事業認可	日体協ビル建設	こもれび広場 代替地売却契約 （建設局用地部）	物件調査・構想委託・補償金算定 引越・更地化	公園整備 取得契約
	優先整備区域（相当）決定					